

フィリピン国
ミンダナオ島南部地域回廊補修事業
（協力準備調査（有償））
ドラフトファイナルレポート

日時 平成26年10月24日（金）14：03～17：10

場所 JICA本部1階 112会議室

（独）国際協力機構

助言委員（敬称省略）

石田 健一 東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門行動生態計測分野
助教

塩田 正純 元 工学院大学 工学部 建築学科 元教授

二宮 浩輔 山梨県立大学 国際政策学部 総合政策学科 准教授

松本 悟 特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 顧問
/ 法政大学 国際文化学部 准教授

JICA

< 事業主管部 >

石黒 実弥 社会基盤・平和構築部 運輸交通・情報通信グループ
第二チーム 企画役

篠原 俊永 東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課 企画役

坂口 聡美 東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課

中島 洸潤 東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課

< 事務局 >

長瀬 利雄 審査部 環境社会配慮 審査課 課長

田中 祐太郎 審査部 環境社会配慮 審査課

オブザーバー

木内 満雄 株式会社 建設技研インターナショナル（TV会議にて参加）

上野 隆一 株式会社 建設技研インターナショナル

幡野 貴之 株式会社 建設技研インターナショナル

黒木 浩則 株式会社 オリエンタルコンサルタンツグローバル

午後2時03分開会

長瀬 それでは時間になりましたので、ワーキンググループを開始させていただければと思います。よろしくお願いいたします。いつもと同じように、まず主査を決めていただければと思いますが、いかがいたしましょうか。

松本委員 この間、二宮さんがやられていましたよね。この間、私、中途半端に終わったので、ではやらせていただきます。

二宮委員 お願いします。

長瀬 それでは松本委員、よろしくお願いいたします。

松本主査 では、よろしくお願いいたします。

いつものように、今日、多分プロジェクターのほうの都合だと思うのですが、ということですので、配られたペーパーを見ていたほうが多分、目にはいいかと思います。そちらでいきたいと思います。

ではまず全体事項からですが、二宮委員から三つ、塩田委員から一つありますので、質問事項と、塩田委員はコメントになっていますが、まず二宮委員からお願いします。

二宮委員 ご回答ありがとうございました。1番については、私が読んだ限りでは、読み切れていなかったのかもしれないですが、この辺の位置づけがあまりクリアではなかったような気がしたのですが、十分書いている、現在でも書いているというご認識でしょうか。もしそうでなければ、この多額の支援の部分であるとか、国際的な港の整備であるとか、そういうことも含めた上での道路というようなところを位置づけていただければありがたいと思っています。

松本主査 いかがで。これは現地が。

長瀬 すみません。フィリピン事務所、聞こえていますでしょうか。

木内氏 聞こえています。

長瀬 それではよろしくお願いいたします。

松本主査 今の点ですが、もう一回すみません。

二宮委員 要するに、上位計画の位置づけがどうなっているかということが気になったのですが、もし補足をご説明いただけるのであればお願いします。

松本主査 現地の事務所の方、聞こえますでしょうか。上位計画について、もし補足でご回答いただければと思うのですが。

木内氏 ダバオシティに関しては、ADBの調査がありまして、都市交通のマスタープラン、これをつくっている最中ですが、この調査は主としてジープニーとかバスの運行関係をどうやって改善していくかという関係の調査になっております。

二宮委員 そうするとそれ、今つくっている最中ということで、この報告書には載っていないということですね。

木内氏 そうですね。そういうことです。

二宮委員 わかりました。では、今、都市の部分はそれで、もう少し広域の物流、港だとか飛行機だとかということについては、わかる範囲で書いていただいているという理解でよろしいでしょうか。

木内氏 はい。できるだけ書いております。

二宮委員 わかりました。ありがとうございます。2番と3番に移らせてもらいたいと思います。poor、badの状態がどのくらいかということで、7月に調査されて、そこで状況を、評価分けをされたということだと思いますが、現地の状況ではもう随分そういう状態が長いこと放置されているという感じですか。

木内氏 こちらからでよろしいでしょうか。

最近、DPWHもかなり維持管理予算が豊富につくようになっておりまして、その辺の補修だとか拡幅も含めて、一生懸命やっているような状況になっております。ですから、昔と比べてかなり投資も入っていますので、だんだんよくなってきているという状況にあります。

二宮委員 それはマニラの首都圏とかも、こちらのミンダナオのほうも同じように予算をつけてくださっているということですか。

木内氏 そうですね。全国ベースで、かなりの予算がつくようになってきています。

二宮委員 そうするとベースの状況は改善しているけれども、ということですね。

木内氏 そうですね。

二宮委員 わかりました。3番は了解いたしました。ちょっとこれは、と思ったもので聞いてみましたが、ご回答で結構でございます。

松本主査 二宮委員、ありがとうございました。塩田委員、4番についてですが。

塩田委員 環境の候補地もいろいろあって、評価しようとしているわけですが、数値の決まっているものは、それとの比較は可能ですけれども、何か定性的に評価しなくてはいけないようなものがあるのではないかと思うのです。そのところがよくわからないので、しっかりと整理していただいたほうが良いのではないかと。整理されていますか、定性的なものを。

例えば、ページの13-27のところには大気汚染と騒音の表が載っていますが、そのところには何か数値がしっかり書いてありますが、ほかの部分のところはどうなっているのですか。

松本主査 これはどちらからですか。基本的には今は現地でよろしいのですか。多分JICAの側で振っていただいたほうが、私としてはどちらに振ったらいかがわかりませんので、もし現地の場合は、そういうふうにおっしゃってください。

黒木氏 EIAを担当している黒木といいます。

先ほどのご質問なんですけれども、基本的にはこちらEISを現地のフィリピンの制度で作って提出しておりまして、詳細記述はそこに書いており、ドラフトファイナルレポートでは、JICAの項目に合わせた形で、定性的な評価を行ったものは定性的に簡潔

に先ほどの表に書いて、定量的な評価を行ったものについては、この文章の中に書く
とわかりづらいと思ひまして、それで今の表の次、今のお手元にある13-28ページにあり
ますけれども、定量的な分析をしました大気、水、騒音については、別途、わかり
やすい形で表示している状況です。 以上です。

塩田委員 それと比較してABCDとつけたのですか。

黒木氏 いえ、違います。このABCDというのは、あくまでもスコーピングの時に
どのような影響が想定されるかというのを評価したものを参考にここに書いておりま
して、評価結果としては端的にこの文章の中で記述している状況です。

塩田委員 そうするとそれは担当者の私的な判断になるのですか。法律で数値が決
まっていたら、その数値をオーバーしているときはどうだとか、非常に低過ぎたとき
は何か計算が間違っているのではないかとか、そのような判断ができると思うのです
が、何かすごく感覚的に判断するので、いつも心配になります。

というのは、これはあくまでも、こうだろうというのがそういうものだと思うので
すが実際につくっているときに、いろいろなことが起きます。そういうことを想定し
て実は判断しなくてはいけないわけで、JICA案件ではないのですが、インドネシアの
サバ州か何かで道路建設の際、皆さんが言っているようなことが大勢を占めていたの
ですが、実際に供用された後にいろいろなトラブルが発生し、それでどうして最初か
ら検討しなかったのだろうかということ。

ですから、そのところは定性的にはそうだけれども、それが合理的に判断できるよ
うなことになるのか。ここからちょっと波及していますが、一応回答としては、
表記してあるから大丈夫だという話ですか。

黒木氏 表の中では、結論としてスタンダードを満足していますというように定性的
には表現してあるのですけれども、その定量的分析結果で満足していますというこ
とを、次の表で記載しているという状況です。

塩田委員 わかりました。また後のところで関係しているので、その次にまたお願
いします。

松本主査 つまり13-5-1のところ全体でやっていて、このForecastがあるけれど
も、この大気、騒音、水については定量的なものをこちらに示しているという、そ
ういうご説明だということですね。

黒木氏 はい、そうです。

松本主査 多分、後でまたコメントをつくる段階で、今、EISのことをおっしゃって
いましたので、例えばEISではこう書いてあるみたいなものを、EIS、670ページもあ
ったのであれですが、言っていたら、納得もいくかと思ひます。では次に移ら
せていただきます。代替案の検討ですが、二宮委員から2点お願いいたします。

二宮委員 ありがとうございます。

5番はこの回答を読んでよくわかりました。要するに、通常道路を整備する際に、幾

つか代替案を検討されるときに、既存のインフラを生かして都市部にというか、人、交通が集積しているところに近いところを通すか、バイパスを通して通りをよくするかというようなことで、幾つか評価をしていただいているのですけれども、今回の場合は、なるべく都市部に近いほうがいいけれども、なるべく既存の集積を避けてやると。

ということは、既存の集積から離れて、交通の通りをスムーズにしたほうが、より評価が高いというわけではなくて、アクセスの利便性が高いほうがより評価が高くなるという、そういう理解ですか。誰に聞いたらいいか。

木内氏 マニラのほうからお答えしますと、今回のバイパスは、通過交通をさばくという話と、都心への流入をよくするということが主な目的になっておりまして、路線案をいろいろ考えているのですが、やはり街から遠くなりますと、距離がそれだけ長くなるということで、バイパスに乗ってくる交通量がだんだん少なくなってくるということもありまして、できるだけ市街地に近いほうにルートを選定したかったのですが、フィリピンの特徴なのですが、既存道路の沿道に沿ってベルトタイプに開発が進むという状況が多いものですから、なかなか都心のほうに近いルートは選べない状況になってきてまして、今の状況で住民移転ができるだけ少なくできるポイントを選びつつ、ルート選定しております。

評価の中でもそういう観点で評価しておりまして、できるだけ都心に近いほうのルートは有利という結果になっております。

二宮委員 よくわかりました。そうするともう一つ、ここの質問との関連ですけれども、既存の集積へのアクセスがよくなって、既存の都市部の交通がより混雑するということは考えられないでしょうか。あるいはそれも評価の中に含まれているという理解でよろしいでしょうか。

木内氏 このバイパスによって、幾つかの市街地に向かう道路を利用して交通がさばけるということになりますので、そういう意味では、既存の道路、放射道路といったほうがいいかもしれないのですが、放射道路をうまく利用して交通がさばけるようになるということで、そういう状況で評価しております。

二宮委員 わかりました。ありがとうございました。6番については、ということとはバツが多いのは、よりバツ度が高いというふうな、そういう意味なのですね。

木内氏 ほかの案と比べて、その案の欠点が何だろうかというところで、バツをつけている面があります。

二宮委員 一番最後のところにバツの数、マルの数というのが整理されていると思いますが、これは三つについているところは三つにカウントされておりましたでしょうか。

木内氏 2種類の評価をやっておりまして、全ての評価項目を同列でマル・バツということで比較したケース、それからもう一つのケースで、評価項目の中で重要なものにはプラス3点とかマイナス3点をつけるというような考え方で評価しております、

最終的にはバツの数がどうか、マルの数がどうかということで評価しております。

二宮委員 わかりました。読み方の問題でわかりづらかったもので。了解いたしました。

松本主査 どうもありがとうございました。では代替案については以上ということで、スコーピングマトリックスに移りたいと思います。

石田委員がかなり遅れるということですので、その部分は後ですが、一応ここにいる委員で判断できるものもあるかもしれないので、一応目を通しますが、7番目については、アポ山の国立公園との位置関係がわからないということで、今回、別添の地図をつけていただいた。これは差しかえるということですか。このワーキンググループのために出されたのか。どうなりますか。

上野氏 今後差しかえることにします。

松本主査 どれを差しかえることになるのですか。この実際のレポートでいうとどの地図のかわりにこれをつけるのか。あるいはつけ加えることになるのか。

木内氏 図の中の13-1-1-2というので、この今提出しています図に取りかえたいと、こう考えております。

松本主査 13-1-1の。

木内氏 Protected Area Around The Project Siteという図がございますが、これを差しかえたいと。

松本主査 13-1-2ですね。

木内氏 はい。

松本主査 わかりました。

ではこれは多分そこまで書かれたほうが、石田委員にも理解しやすいと思うので、13の。

上野氏 すみません。13-1-7です。

松本主査 13-7のページですね。ページでいくと。

上野氏 13-7のページの図を差しかえます。

松本主査 これを差しかえると。13-1-7の図を、今回添付していただいたものに変更する、差しかえるということですね。わかりました。後で石田委員が来られたら改めてそれは説明したいと思いますが、何かありますか、7番。よろしいですか。では8番目、二宮委員。

二宮委員 8番は、2番も同じみたいですけれども、了解です。誤りがあれば修正してください。

松本主査 わかりました。では二宮委員のところはこれでよいと。9、10、11、石田委員ですが、これはPhilippine Eagleの話がずっと続いています。石田委員が来られてから改めてというところもありますが、もともとスコーピングの段階では、結構、一番議論になったというふうに理解していますので、ここに書いてあるのは共通して

いるのはアライメント通過のところに保護区がないと。大体、最短でも十数キロでしたか、そういう記述があったかと思えますけれども、ということが理由だということがここに繰り返し書かれているのですが、もし塩田委員、二宮委員、このPhilippine Eagleについて石田委員が書かれたことを受けて、何かもしあれば。

特になければ、石田委員の到着を待って、石田委員に聞いていただくということにしたいと思います。よろしいですか。

では12番から、しばらく私ですが、228人の読み方については理解をいたしました。12番については理解いたしました。

13、14、15については、この表記が誤っていたというか、齟齬があったということだと思うのですが、ということで変更していただくということで理解いたしました。16についても、この説明で理解しています。

17についてなのですが、もう一つ後で包括的和平合意に関するコメントというのを書かせてもらっているのですが、実際にはこれは3月でしたので、この途中でこの包括的和平合意になったということではあるのですが、実際には何か配慮はされたということなのですか。この理解を得られているということは、ちゃんとそういうミンダナオの状況には配慮した協議の仕方をしましたということ、これは書いていただいているのかどうか、そこだけちょっと確認をしたい。

なぜならば、その次にダバオは非紛争地域なので、というふうに書いてある。つまりそうすると配慮の必要はないとおっしゃりたかったのか。それともここに書いてあるように、いやいや、私たちはイスラムの人たち、ムスリムの人たちに配慮していませんよということがおっしゃりたかったのか。そこがわからなかったのか、実際はどういうことなのか。

木内氏 基本的には紛争地域にダバオは含まれておりませんで、昔からかなり平和地域になっております。その中でムスリムの方はやはり住んでいらっしゃると思いますので、そのムスリムの人たち、特にダバオリバーの横、周辺に集中して住まわれているのですが、その人たちとはこのプロジェクトに関してはいろいろの説明をしまして、了解をいただいているということなのです。

松本主査 そうすると紛争云々というよりは、むしろムスリムの方々への配慮をいたしましたというふうな理解でよろしいのでしょうか。

木内氏 そういことです。

松本主査 わかりました。ありがとうございます。ではここまでで、続いて環境配慮のところに移りたいと思います。18番から22番まで、塩田委員から質問とコメントが出されていますので、お願いします。

塩田委員 10章は大体、地形・地質について、結構いろいろ詳細に説明されているのですが、日本で言っている軟弱地盤と、フィリピンで言っている軟弱地盤の違いがわからなくて、それからフィリピンで言っている砂質土というのと、日本で言ってい

る砂質土の粒径といたしますか、そういうようなものの違いはないのかどうか。というのは結構水分を、フィリピン、台風が結構来ますね。それで道路が冠水したときに、日本だと地震みたいに液状化のことを心配したりするわけですけども、そのような状況とか、あるいはでき上がったときに、道路そのものはコンクリート道路になるのではないかなと。アスファルトはやはり温度の関係で、コンクリート道路が結構多いのではないかなと思うのですが、そうすると単位面積当たりのコンクリートの重量は結構重いので、それで重量車とコンクリートの重量が合算して、ある一定以上の重量になって、重量車の繰り返し振動でもって、だんだん沈下していくのではないかなということが心配だったのです。そのことについては検討しなくていいのだろうかというのが、質問の趣旨だったのですが、いかがですか。そのところは大丈夫なのですか。

木内氏 基本的に砂質系の軟弱地盤なのですが、それも北のほうの一部区間だけなのですが、そこは先生おっしゃられたように、確率としては液状化のほうの危険性のほうが高いということです。

それでこの区間は、大体2メートルから3メートルぐらいの盛り土区間になっておりまして、となると、それが押さえとして効いてくるということで、液状化に対してはある程度その対策のかわりぐらいになっているような感じなのです

ですから沈下ということに関しては、あまり問題が大きくないのではないかという判断を我々はしております。

塩田委員 個別には、発生する可能性はあるけれども、道路全体から見たらそれほど影響はないと、そういうことですか。

木内氏 そうですね。それと、ランドユースがこの辺は全てバナナのプランテーションになっておりまして、沈下があってもバナナのプランテーションですから、それほど大きな影響が出るというような地域ではございません。

塩田委員 もう一つですが、日本だと地盤のボーリング調査をやりますね。フィリピンでは地盤のボーリング調査は実施しますか。

木内氏 今回は、橋梁付近ではボーリングをやりましたけれども、軟弱地盤ということで、特別には今回はやっておりません。ですから、この辺は詳細設計の段階でしっかりボーリング調査をやって、対策を含めて検討するということになります。

塩田委員 わかりました。

松本主査 よろしいですか。次に19。

塩田委員 これは目次がずれているのと、整合性がとれていないので、見て確認して、最終のレポートでは修正しますということで、これは。

20番の図表の説明を足りないところは追記してあります、ということでこれは。

それから21番のところは、JICAのガイドラインには振動も入っておりますが東南アジアでは、どのようになっているかよくわかりません。日本ではよく道路騒音よりも道路振動のほうの問題になることが結構あるので、そのところも一緒に検討してお

いたほうが良いのではないかとということです。

それで道路騒音については、日本音響学会の式を、いろいろ資料を調べたんですね。日本音響学会に道路交通騒音の予測式があるというのを調べて、それでそれを使って予測している。

というのは、日本の環境関係の各環境項目に対する予測式は、結構、整備されているので、そこをしっかりと見ておかれたほうがいいのではないかと。

ですから、やる、やらないは、もうスコーピング段階では大丈夫だからという話だと思のですが、そこに地盤関係の専門家がいたかどうかが不安なんです。最初から外してしまうというのは、ちょっと不安だなということです。その辺はいかがなんでしょうか。回答ではそこに書いてある理由でやりませんとなっていますが、再度検討する余地があるかどうかということです。

松本主査 助言委員会としてもスコーピングが助言委員会にかかっているの、我々が助言委員会でかけたときに言っていないことをドラフトファイナルレポートでやれということについては、これまでも若干議論があって、1からではなくてもう少し、この段階でやれる方法として提案するというのは、ありかなとは思いますが、今からスコーピングにつけ加えろというのは、やはり助言委員会としてどうだろうかという議論が今まであったということ、塩田委員、今回加わっているの、そこを踏まえたと、このタイミングでやれる方法というのは、こういうのがあるのではないかみたいなものを、もし塩田委員あるいは調査団のほうでも考えられると、より現実的なコメントができるかなというふうに思いますので、これは後でコメントのところでは何かそうした知恵を絞りながら、と言うような形ではどうかと思うのですが、もし今の段階でJICA、調査団から何かあればですが。

石黒 これについては、理由としては、センシティブな施設が近隣にないことと、それから、スコーピング会議でも、地元から特段振動に対しての懸念というものがなかったという今回の現地での調査の結果を踏まえると、この段階で盛り込む理由というのを、検討あるいは確認しなければならないのかなという感じはいたします。

塩田委員 大変そうだというふうに考えていますか。大変ではないですよ。道路騒音の計算のほうが大変ですよ。

石黒 検討の手間というよりも、想定し得る影響があるかどうかの観点から確認していくべきだと思います。

松本主査 ではこの段階でのやりとりはそういうことで、最終的にはワーキンググループとして可能な形でのコメントというのはもちろんあるわけなので、後でそこは議論させていただければと思います。では塩田委員、続きまして22番をお願いします。

塩田委員 表の上に3段階ぐらい、4段階ぐらいだったと思うのですが、ちょっと粗っぽくないかなというふうに思いました。回答では何か助言委員会で特にコメントがなく了解されたので、ということになっていると思うのですが、ここのところは、議

論されたんですか。

初めてやるときに、粗くやって良いというのがあります。データが積み重なってからグルーピングして、それで評価の段階を数少なくしていくならわかりますが、最初から粗くしておく、これはそういうことだということなのですか。

ということは、やはり考え方が違うということの中で回答に言われている考え方でやりますよという、質問ですから、それに対する答えはこうですよということなので。

松本主査 ただ回答についてはやや違うのかなというか、スコーピング段階の助言委員会という、これそもそもABCDで評価をするというのが助言委員会マターだという理解はしていないと思うんです。

助言委員会でこれをABCDEFGHまでやるとか、そうするべきだみたいな議論を助言委員会でできるかどうかということ自体も、恐らく委員によっては「えっ、そんなことまで私たち言えるの」ということだと思うので、むしろ現在の運用のところで行っているところの助言委員会の運営のときに、もし塩田委員から、あるいは塩田委員以外からもそういう意見があれば、この点、今のABCDというこのスコーピングマトリックスの影響の四つのはかりでいいかどうかというのは、恐らくそこで議論したほうがいいかなと。

この案件についてこれでいいかというよりは、むしろ全部同じABCDで行っていますので、その場にぜひこの話を持っていったほうがいいかなというふうには思いません。

なので、この回答のところ、「いやいや、スコーピング段階で助言委員会がそう言っています」という答えではないのではないかなと。

長瀬 ちょっと舌足らずな回答があったところはおわびいたしますけれども、おっしゃるとおり、今までほかの助言委員会でもABCDで、あとプラスマイナスをくっつけての評価で、まず粗く分けて、それでそれぞれについてきちんと見ていく。もちろんDとかそういうのになったときは、見ないというのはありますけれども、そういうやり方をやらせていただいているので、そこでやはりそれよりもこういうやり方がぜひ必要なんだということ、もしご提案いただけるのであれば、それはまたそちらの場で議論させていただければと思います。今回はこのままで進めさせていただければと。

松本主査 ということで塩田委員、またそういう機会をぜひ全体会合とかで、ということにしたいと思いますので。では23番、二宮委員お願いします。

二宮委員 これはありがとうございます。詳細の設計の段階で、どういう規模のものが必要なのかということ、再度検討されるということですが、仮に、少しの拡張ぐらいだったら、必要ないのかもしれませんが、新しいものが必要だというようなことになったときに、これ、EIAはどうなるのですか。また新しいサイトに対してやるのでしょうか。

上野氏 木内さん、お願いできますか。

松本主査 では、現地お願いします。

木内氏 質問の趣旨は、ここで新しくやるということになった場合は、EIAをもう一度修正するかという、こういうご質問でしょうか。

二宮委員 そうです。

木内氏 助言委員会の皆さんの判断でこうなさいということであれば、JICAさんとも相談しながら考えていきたいと、こう考えておりますが。

二宮委員 まだ今の段階では確認できていないということ、何も言わなければ多分、そちらはやられないだろうということですか、ミンダナオのほうは。

木内氏 一応、今までスコーピング会議とか、その辺を通して、作業の方向性を決めていただいておりますので、そのとおりにやってきたというのが現状でありますので、この場でまた追加ということになるとすれば、JICAさんとも相談して決めていきたいと、こう考えております。

二宮委員 了解しました。もし新しいものというようなこと、あるいは明らかに既存のものから規模が大きくなっていくということになると、必要だろうと私は個人的には思いますので、助言という形で、後で検討させていただきたいと思います。

松本主査 ありがとうございます。

田中 その点に関して、ちょっと補足させていただいてもよろしいでしょうか。

今、現時点で計画されておりますのは、既存のものが一つ候補として上がっております。ダバオ市との協議の結果、今現在、協議中ではあるのですが、その協議の結果を通して最終的には決まります。今、現時点では、その既存のところが上がっておりますので、そこでディスポーザルサイトとして認められるのであれば、適切な許可をとって、ダバオ市のほうが実質的には許可を取得していくという形で考えております。

二宮委員 それはそれでよろしいかと思えます。ただ、私のお尋ねした新設を含めてということに対して、そういう理解でよいということですので、その判断によって多分、状況が変わってくると思いますが、大きく変わるときには、環境社会面の配慮、社会面というのは、あまり、もしかしたら近傍であれば関係ないのかもしれないが、そのサイトもどこになるかにもよりますけれども、そんなに遠く離れたところにならないのではないかと、資料を読んだ限りは想像しますが、いずれにしても助言には残すべきかなという感じはいたします、今の段階で。

松本主査 そこはまた助言の作成の段階で、二宮委員、よろしく申し上げます。

では、石田委員、いらっしゃって突然ではありますが、今日の資料の1ページ目の一番下のスコーピングマトリックスの7、そして1枚めくっていただいて、2ページ目の9、10、11、ここに石田委員の質問があつて、一応いらっしゃらないうちにも確認だけをしたのですが、別添の地図、カラーの地図がついているかと思えますが、この地図を、

ページでいくと13-7のページのFigure13-1-7という地図と差しかえるということが先ほどご説明があって、あとPhilippine Eagleの話が中心かと思imasるので、石田委員、この4つについてお願いできますか。

石田委員 すみません、遅れて。前の用事が長引いたものですから、申しわけありませんでした。まず7番、ありがとうございます。別図、カラー刷りでとてもよくわかります。ありがとうございます。では次、9番に行きます。これ、編集のミスということで、どうぞそういうふうにしてください。

では10番ですが、なるほど。13-22で、一番最初にEagleを取り上げられたのは、こういう予想を立てたということですね。その後、ヒアリング調査、生態系のことを調査してみると、その予想は当たらなかったというか、幸いにその予想を使う必要はなかったということですね。わかりました。

心配したのは、よく、距離があるから大丈夫だという言い方をされる調査団がおられるので、それをかなり心配したのですが、そういうことがないのであれば大丈夫だと。距離、何キロ離れているのですか。Mt. Apoからだと路線のところまでは、これ縮尺5キロでしょう。15から20キロという感じですか、直線距離で。わかりました。11番、結局保護区の記述はできないということですか。それを確認させてください。

木内氏 黒木さん、Philippine Eagleについて説明してください。

黒木氏 了解しました。EIA担当の黒木です。

Philippine Eagleの営巣しているアポ国立公園は基本的にアライメントが通過しないということで、スコーピング段階でDにしております。調査の段階で、Philippine EagleがMt. Apoに営巣しているということを確認しましたけれども、結論として影響がなかったと、要するに本路線とMt. Apoの関係は、Philippine Eagleを結びつける要素においてはほとんど影響がないであろうということから、想定Dからそのまま覆らずにそのまま調査の方法、またモニタリング方法についても記載がないという状況です。

石田委員 22以降、つまり20は予測か。22以降では保護区の記述は特に書かない。大丈夫ですか。JICAさんとしては大丈夫ですか。

石黒 今現在得られた情報に基づいての調査団からの判断ということですので、今現在得られた情報においてはその判断をしています。

石田委員 要するにモニタリングやEPMについて書かなくても大丈夫だろうと。

石黒 今の段階で。

石田委員 だからモニタリングにも緩和策にも書かないと。ここは判断だけだと思いますけれども、私だったら書きますけれども、調査団がそうおっしゃるのであれば、結構です。いいです。以上です。

松本主査 ありがとうございます。もちろん一緒に助言案に入れることは、私たちの権利であり義務であるというところですので。

石田委員 わかりました。

松本主査 では続きまして、戻りまして4ページ目の社会配慮のところ、では二宮委員、24番、お願いします。

二宮委員 ご回答ありがとうございました。かつて不十分な移転地環境とか就労機会を喪失したケースもあるということですが、恐らくそういうことがないように、今回ガイドラインの施行以降の助言委員会を通じて、こういうことをチェックしていくということでしょうから、同じようなことが起きていくということはないようにしないとイケないわけですが、これ、過去、そんなに援助の歴史が長いと思うので、古い歴史もあると思うんですが、近年というか、ここ5年とか10年ぐらゐのケースで、どういう経緯でそういう訴訟が起きてどういう結果だったというのは、ある程度調査できるものではないでしょうか。

もしできるのであればそういうことも載せていただいて、そういうことも踏まえた書きぶりにしていただけるとありがたいなと思ってお尋ねしているのですが。

松本主査 いかがでしょうか。

木内氏 DPWHの用地取得専門のところ、この辺はわかると思いますので、ヒアリングして、事例を調べておきたいと思います。

二宮委員 よろしくをお願いします。あともう一点、しばしばプロフェッショナルな圧力団体による組織化等というのは、これはどういうことが起きているのでしょうか。移転対象、非自発的移転対象の住民の方を、何か意図的に組織化してプロテストさせるようなことが起きているということですか。

木内氏 一番多いのは、スクワッターを組織化して、いろいろ抗議集会を開かせるとか、そういう団体が、そういう人たちがおりまして、それによって起きるケースがあるということです。

特に円借款とか世銀の仕事はその辺がないのですが、ローカル資金で事業を実施するという場合は、いろいろこの辺がなかなか今まで配慮されてきていなかったということがあって、反対運動が結構出てきたという状況がございます。

二宮委員 今回、ステークホルダー協議なんかもやっていただいていると思いますが、その辺も少し頭の隅に置いて、事前のコミュニケーションしていただいたと理解してよろしいでしょうか。

木内氏 そうですね。そういう努力は実施したつもりであります。

二宮委員 了解いたしました。先ほどの調べていただいて載せていただくという点については、助言に残したいと思います。

松本主査 ありがとうございました。では25からしばらく私なんですが、25のご回答については理解いたしました。これに限らずなんですが、今回やはり拝見して記述のばらつきというか、ここではこう書いてあって、あそこでは違うというものが散見された。私自身も全部を見つけたとは思っていないんです。

なので、この点いかがですか。こういうコメントを書かせてもらい、質問を出したことによって、そちらでもチェックをしてお気づきになったと思うんですが、かなりばらつきが見られるので、チェックしてほしいというところで、それはまた後でやりますが、それが25番です。

26番なんですが、先ほどと一緒になんですが、ちょっと教えてほしいのは、ことし3月の包括的和平合意以降、これをやるわけですけれども、これまでダバオでやったODAのプロジェクトの規模からいくと、このプロジェクトというのは、かなり大きいというふうに理解してよろしいですか。

木内氏 この案件はかなり大きな案件です。

松本主査 その意味で、確かにダバオが非紛争地域であったとしても、やはり和平合意後、初めてこの大きな借款事業が走るということについて、私はこのように書いているんですけれども、そんな必要はないという感じなのではないでしょうか。

木内氏 その辺の和平合意の話は、紛争地域の内部での議論が非常に高く、その他の地域にはあまり波及していないというのが現実です。

松本主査 和平合意もできたし、ミンダナオでは結構大きな開発ができるという一つの象徴に、今回の交通網があるというわけではないのですか。

木内氏 今回のバイパスは、いろいろ物流というか企業さんとインタビューしてみてもかなり、今までも紛争地域からも例えばマンゴーが運ばれてきたりという意味で、地域の産業という意味においては、関係がある案件ですが、治安とかそういう面についてはあまり関係がない案件です。

松本主査 つまり言い方を変えると、紛争地域とのコネクティビティはすごく高まっていくことに今後なっていくのではないかなと思うのですが、そういうことでもないのですか。

木内氏 経済面とかそういう意味では、高まってくると思います。社会的な話というのは、なかなかダバオまでは波及してこないのではないかなという気がしております。

松本主査 わかりました。次、27番ですが、コンストラクションまではあるのですが、それ以降は特にモニタリングは必要ないというご理解なんではないでしょうか。オペレーションの段階では必要ないという意味でしょうか。

木内氏 黒木さん、その辺どうでしょうか。

黒木氏 基本的にはインパクトについて、工事中に現場で資材を置きっ放しにして、その結果水がどこかに滞ってしまったりする結果、デング熱を媒介する蚊が発生するのではないかなという指摘があったので、そういった意見を受けてこれは記載しております。また、現場SHMのみならず、スコーピング段階の助言委員会でも、そのようなコメントがありました。

したがって、基本的に工事中については、そういうインパクトがあると思うんですが、供用時には十分なドレイネージを配置しておりますので、そういった

ことはないという分析結果というか、設計上の条件になっておりまして、その結果、設定していない状況です。

松本主査 わかりました。28番目なんですけど、これも一貫性の問題で、私が該当ページとさせていただきますのが、13-41なんです。13-41のSocial environmentのところでは、Living /Livelihoodにはnot requiredというふうに書かれているんです。これで実施すべきだというふうにコメントを書き、ご回答は、「いや、モニタリングはします」ということなのですが、これはどう理解したらよろしいでしょうか。

黒木氏 お答えします。これは基本的に書いていなかったもので、基本的にはRAPに基づいた調査をここでリファーして書くことになっておりますので、その齟齬があったということで、RAPでするものはここでも入れ込む予定です。

松本主査 つまりこれはご回答とはまた違って、この段階でモニタリングはあるということですね。

黒木氏 はい、そうです。

松本主査 わかりました。続いて29についてはわかりました。お伺いしたいのはこのぐらいでインタビューの規模が今、とどまっている理由というのは何かあるのですか。

幡野氏 社会担当の幡野です。よろしく申し上げます。

とにかくこちらの報告書にありました影響世帯全部を、インタビューはチャレンジしました。

一番がここに書いてありますように、地主は特定できるのですが、そこに地主がない。要するにマニラに住んでいる人もいるし、遠くに離れている人もいます。そういう方もいます。一言書いてある地方政府からの許可を得られないというこの文言なんですけれども、実はインタビューするときは必ずダバオ市もしくはDPWHの方についてきてもらって、これはオフィシャルのインタビューですので、協力くださいというふうにやったのですけれども、やはり中には先ほど書かれたようなイスラム教の地区の方、やっている時期がちょうどラマダンの時期に重なったりしましたので、ここは刺激しないでほしいというのもありました。

あとは、フィージビリティの段階ですので、家の中をどかどか入って見るわけにもいきませんでしたので、外から見せていただいても、軽いインタビュー程度で終わってしまって、こちらの調査に反映できないくらいの内容になってしまった点も幾つかありました。その意味がありまして、全数はできなかったという意味で書いています。

松本主査 わかりました。それが全部克服できるかどうかというのは、まだわからないですか。

幡野氏 この段階ではこのレベルでしたけれども、詳細設計段階では、もちろん政府のお墨付きもつきますので、もっと詳細に、あとは全部のヒアリングをかけること

になると思います。

松本主査 つまりこの段階では、まだ合意形成が十分できていないわけではない。

幡野氏 その分を担保するためにコンサルティングミーティング、あとはバランガイのキャプテンと言われるリーダーの方を集めまして、その方をお願いして、こういう影響範囲にある方にご説明いただきたいと、そういう段階的なことはしました。

松本主査 つまりこれはドラフトファイナルなので、今後、これ環境レビューにかかったときに、この状態で融資の判断ということになるのかというのが不安で、やはりインタビューの件数が、割合として半分も行っていないですね。

幡野氏 全体で52%です。影響家屋の数では67%。

松本主査 ランドオーナーが少ないですね。

幡野氏 ランドオーナーが49%でした。

松本主査 何か今までのでいくと少ないのかなというふうに思っていた。

幡野氏 影響家屋は多くが散在してしまっていて、時間がかかったというのがありますし、いろいろな制約があったということで、こういうことになりました。

松本主査 わかりました。あと細かいことですが13-48のページの13.10.1.1、Household interview surveyのType Bなのですが、これhouseholds who own landというのですか。

幡野氏 そうですね。

松本主査 ownの後の目的語がなかったもので、これ何かなと思ったのですけれども、propertyですか。それともland。

幡野氏 意味的には、家庭のうち土地を持っている方ということです。

松本主査 own landですね。

幡野氏 はい。own landです。

松本主査 landがないということですね。

幡野氏 訂正いたします。

松本主査 はい。ちょっと細かいことで。それから30番は、これも実は全部は拾えませんでした。非正規居住者については、なかったという記述も確かに私は見つけたんですが、でも何かありそうな気がするところもあったので、確認させていただいた次第です。31はわかりました。32についてもわかりました。

では続きまして、ステークホルダー協議・情報公開のところで、二宮委員、よろしくお願いいたします。

二宮委員 ありがとうございます。よくわかりました。私、読んだ限りでは、質問と回答があって、それに対して質問した方が了解したというようなところが読めなかったんですけれども、結構たくさんやりとりを記述していただいていたけれども、中にはこうやって理解を得ているものもあるかもしれませんけれども、そうでないものもあるかもしれません。その辺まで含めた書きぶりにしていただくことはで

きますでしょうか。

木内氏 わかりました。そういう方向で追加していきたいと思います。

二宮委員 よろしくをお願いします。

松本主査 ということで。ごめんなさい。私、ちょっとうっかりしていたんですけども、いいです。また後で聞きますので。

では続きまして6ページ目で、34、35、36を石田委員、よろしくお願いいたします。

石田委員 私のは13-42ページですよ。これ改めてもう一回見ているのですが、数字についてちょっと教えていただきたいんです。34、35を合わせてまたお聞きします。各種団体やNGOというのは、この人たちも住民ですか。34の回答をいただいたところに、各種団体やNGOが32名と書いてあるんですが。

それよりも先に、35番の回答の2行目に、89人住民が参加しております。この内訳を教えてください。29名がPAPの人で、あとはどういう内訳になるのですか。35番のご回答の2行目のところに、バランガイ議員を除くと住民は89人参加していましたという表現です。その89人の内訳、29がPAPの人たち。

黒木氏 89人の内訳は、その34番の答えにも書いてあるんですけども、29名が純粋な村民、あと各種団体、NGO、やはりこれらの村に住んでいる人32人、あとバランガイ職員が28人、合計で89人。

石田委員 やはりそうですか。計算してみたら、そういうふうになったんですね。ありがとうございます。それで、この32人を、回答の中で各種団体やNGOと書かれたのは、何か理由があるんですか。

黒木氏 お答えします。各種団体というのは。

石田委員 POとか生協だとかそういう意味ですか。そういう意味ではないのですか。

黒木氏 例えば先生たちのグループの代表者とか、あと、各種団体というのはバランガイの役場の職員でありますとか、そういった団体職員も含んでということで32人という状況です。

石田委員 わかりました。ではフィリピンのバランガイ、村でよくあるPOだとか生協ですよ。生協の人たちという意味ではないのですね。

黒木氏 すみません。今の訂正します。バランガイ職員はその他住民28人ということで、別途記載しておりまして、ここはやはり基本的には何か団体職員の代表、例えばそれは運輸団体の代表とか、バナナ、ココナッツ関連組織グループの代表とか、そういった方たちということです。

石田委員 農業の生産組合だとか流通組合とかの。そういう意味ですか。わかりました。僕は外の団体かなと思ったものですから。住んでいる人たちがそういう生産者組合なり先生の組合をつくって、組合というか団体をつくって、組織をつくってその代表者ということですね。

黒木氏 はい、そうです。

石田委員 NGOというのは、村の人たちがNGOをやっているのですか。普通NGOというと外からだと思ってしまいますけれども、これは何だろうか。

黒木氏 NGOも住んでいるところ、住所を確認しておりますので、基本的には村の中に住んでいる人ということで確認をとっております。

石田委員 なるほど。わかりました。先ほど松本委員も言われていましたけれども、ドラフトファイナルで記述が、42ページの記述がmore than 200 participants attended a series of public scoping meetings. 29 inhabitantsと書いているんです。それを後で106 barangay officials、これ、数字として僕は衝撃的だったんです。

道路を通したところのスコープミーティングをやるに当たって、その1割強の人たちだけが住民で、106名はバラングアの行政関係者ですと書いてしまうと、何かちょっと住民が少ないのではないかというイメージが強烈に伝わってくるんです。

だからこの書き方をもうちょっと工夫していただけるとありがたいです。今、ご回答でいただいていたようなところ。これ助言で残します。

もう既にこうやって数字を出していただいているので、住民の内訳は実は89で、半数近くいるということをやはり書いていただいたほうが、ステークホルダー協議の参加者たちの内訳が、決して参加が弱くないということがわかると思いますので、そこを助言で、そういう形で残したいと思います。ありがとうございました。かなり明確になりました。

黒木氏 一点だけよろしいでしょうか。今おっしゃられたことは、既に修正版のEIAをご配付させていただいていると思いますけれども、その13-44ページで。

石田委員 EIAの修正版ですか。

黒木氏 訂正します。修正はかけているところでおりまして、おっしゃられたことを全て。それをする予定です。

石田委員 なるほど。わかりました。それなら結構です。ぜひそうしてください。それから、個人的な経験にすぎないんだと思うんですけれども、バラングア職員になっている人たち、フィリピンだから大丈夫だと思う。バラングア職員の人たちが結構な割合で参加しているのは、ちょっと気になります。

木内氏 バラングア職員というのは、やはりバラングアの中に住んでいる人たちも住民なものですから、たまたま協議メンバーになっているとか、そういう人たちでありまして、基本的には住民ということなんです。

石田委員 あと、バラングア議員もたくさん、キャプテンと議員も参加されて、合計78名参加されているんですね。だから78と28を加えると合計106で、200名のうち半分、非常に偏った見方をすると、半分以上動員じゃないかというふうに言われても仕方ない人数内訳なんです。

私がそう言っているんじゃないですよ。読み方によってはそう読めると言っているだけです。それで、わかりません、もう終わってしまったステークホルダーミーティ

ングなので、どういうことだったのかは。

フィリピンの場合は、もちろん皆さんご経験が多くてご存じだと思いますけれども、決してバランガイキャプテンとバランガイ議員はいつも仲がいいわけではないし、むしろバランガイキャプテンが参加しないほうが、ちゃんと意見を言えるというのがあるんですよ。僕もそれで何度か失敗していますから。

小さなコミュニティー開発をやるときに、バランガイキャプテンを参加した場合と参加させていない場合とで、意見の出方が全然違うんです。だからそういうこともあるので、少しそこら辺は、今後も要注意だなというふうには思っています。個人的感想ですが。

数字については、よくわかりました。

あと、27バランガイから29名しか普通の人は参加していないというのは、これちょっと気になりますよね。やはり関心のある人たちだけが来ているのではないですか、これひょっとしたら。つまりPAPは当然来るでしょうけれども、PAP以外の人たちは、あまり自分たちに、直接家屋が壊されたり、田畑がなくなったり、自分が移転することがないので、あまり道路のことはしっかりと知らされていないというようなイメージも持ってもおかしくないと思うんです、この数字だけを読むと。

これは少し気になります。27バランガイから29名しか、実質利害関係が、バランガイ職員は利害関係がありますし、キャプテンもバランガイ議員も当然ありますから、この道路建設にかかわっては、行政の仕事なので。

だからそうではない人たちが、1バランガイから1名しか参加していないというのは、影響についてあまり、各バランガイの、普通の住民の人たちは考えておられないというふうにも差し支えないのかもしれないなという意見が出てもおかしくないなという、持って回った言い方で申しわけないんですが、というふうには思いました。以上です。

松本主査 ありがとうございます。この点、先ほどのもそうですが、ドラフトファイナルの段階では、今、調べたものが出てきているので、ただ、この後環境レビューするのであれば、やはりインタビューの率にしても、それからこの住民協議の参加者にしても、このまま融資ゴーサインですかという議論だと思うので、例えば我々の側とすれば、やはり環境レビューまでに、改めて住民がもっと多く参加するような協議を行ったほうがいいのか、多分何か、本当に融資を判断する材料としては、もう一息必要だという意味ですよ、石田委員の言うのは、そうですね。

石田委員 そうです。この先進めてこの工事をやるのであれば。

松本主査 という感じで、これはまた後でコメントのところで議論ということで。今のところ、何かありますか、調査団、JICA。

石黒 今回の調査の中で行ったステークホルダーというのは、結果はご説明があったとおりですけども、先行案件でフィリピン側が実施したビジネスケーススタディ

ーというのがございますので、可能であればそのとき、どのようなステークホルダー協議が開かれたかというのを確認して、ご説明できるようにできればと思います。

松本主査 わかりました。そういうことも含めて、ではまた後でコメントのところで。石田委員、36番。

石田委員 36番は結構です。ありがとうございました。

松本主査 では続きまして37ですが、RAPが何語で、フィリピンは英語だということですが、特に、ダバオでやっているということもあって気にしたんですけども、これでここは、この地域では問題はないという、そういう理解でよろしいですか、英語で。

木内氏 そうですね。フィリピンでは、どこの場所においても英語で公開していませんので。

松本主査 そうではあるんですが、ただ、要するに英語だけで十分住民たちの理解が得られるかどうかというのは、これはまた別の話だと思いますし、私もいろいろな島々でフィールドワークをしますが、やはり英語とビサヤ語とか、英語とイロカノ語とか、いろいろな通訳を連れて我々は調査に行っていますので、そういう意味では確かにそうなんですけれども、書き方としては、RAPは英語ですが、説明するときには現地の何々語でもやりますとか何か、そういう回答であったほうが、普通は、私たちは納得しますが、こういう書き方は比較的納得を得られない書き方なのではないかなと、フィリピンは英語だから英語ですよという、我々、英語の通じないフィリピンの村々に結構行っていますので、大丈夫ですかと言ってしまうのですが、どうでしょう。

木内氏 すみません。そういう意味だったんですか。

例えばステークホルダーミーティングは、これは現地語を使ってやっております。その当地、住民には十分わかるような説明になっております。ただしRAPのドキュメントとして公開するときは、英語で公開していると、こういうことです。

松本主査 例えば説明用の資料というのも英語なんですか。RAP総本体自体は長いものですが。

木内氏 説明のときは、たしかタガログ語にしていたと思いますが、幡野さんどうだったでしょうか。

幡野氏 プレゼンはタガログ語とビサヤ語です。例えば、基本はタガログ語ですけども、ちょっとその部分がわからないというと、バランガイの方が補助してくれたり、我々が連れてきた通訳がサポートを入れてやっていました。英語はほとんど使っていません。

松本主査 なるほど。ミンダナオです。ビサヤ語がわからない人もいるぐらいですから、ビサヤ語というのはあったと思います。わかりました。ありがとうございました。

すみません。私1個、失念しておりました。自分の番でそれを使わせてもらいたいと思うんですけども、32番をお願いしたいんですが、32番のRAPのところに戻って申しわけないんですけども、今回、RAPを読ませていただいて、この生計のものについては、私が読んだ限りは補償というような形でしか読み取れない。

つまり生計手段を失った人たちが新たな生計手段をどうやって持っていくのかというような、その策について、例えばこの6-2のところでもあまり詳しく調べられていないというか、果樹がどうであるとか、そういうことは書いてあるんですが、もう一度確認させてほしいのですけれども、店子であったり、あるいは農地を失うような人たちに対して、補償ではなくて、新たな生計手段を身につけられるようにするような、そうした生活再建策みたいなものはあるのかどうかということなんです。

私が読み取れていないだけなのかもしれません。

幡野氏 お答えします。

ほとんどの方が農業をベースにする方です。聞いたところによりますと、例えば移転地に行って新しく就業することを好むかといったら、好まない方が多かったです。要するに、土地を新しく与えてくれて、この現住地から離れないところで農業がやりたいという方が多かったので、今回もしそういう、例えばほかの別の事例であれば、結構、職業訓練するとかいうのはあると思うんですけども、今回、伺ったところによると、職業訓練を受けたいという方が、サーベイした結果、ほとんどいなかったということでありまして、あえてここでそういうものを盛り込むかどうかというのは悩んだところです。

松本主査 つまりland to landでほぼ。

幡野氏 そういうことは要求されていますし、むしろそれをやるべきだと思います。

松本主査 そうですか。もちろんland to landで全部できるのであれば、それが多分一番いいとは思いますが。わかりました。そういう状況なんですね。ではもう一度、今度は7ページで最後、その他のところですが、塩田委員、お願いします。

塩田委員 私は、今回初めて参加したのですが、いただいた報告書を、最初からチェックして行って、それで中身を自分の専門のところはどこかというのをチェックして行って、それで内容と合っているのかどうか見ていたら、何か目次と内容の項目が飛びはねていて、全然違うところに書かれているのです。

その内容の部分のところはいいと思うのですけれども、これからもそのようなものが出てくるときは、一番最後に、ファイナルレポートのときに整合を取ればいいんだという考え方で、それで目次は目次で別個につくって、内容は内容で組み立てて、それで最後に合わせると、そのような考え方で作成しているのでしょうか。すごく何かやるほうとしてはやりにくい。

長瀬 一般的には、なるべく目次と中身は一致するような形でやっております。ただやはりいろいろ調査団の方々、現地でやられていたり、その調査によっては、ドラ

フトファイナルの中でも、いろいろなレベル感があるということだと思います。

今回は、中身については、ほぼカバーできているというふうに我々も思いましたので、こういうワーキンググループの開催は可能だというふうに思いましたけれども、こちらのほうに回答させていただいているように、今後ファイナルレポートまでには、ちゃんとそういったところもきちんとできるようにしていただくようなことになりません。

塩田委員 私、一生懸命ステークホルダーのところを探していたら、見つからなくて、今、見たら石田先生のところのステークホルダーが全然違うページに載っていたので、これは大事なものが削除されてしまったのかなというので、ちょっと気力がなくなっていて、それで探しそびれてしまったということがあったので、わかりました。最後はちゃんと合わせるということで、ありがとうございました。

松本主査 最後39番ですが、これ、確認なんです、ワーキンググループとかこの非公開の場では、非公開の場というのは変ですが、これ自体は議事録がつくれますが、資料そのものが全部公開されるわけではないような場では、こうした実際のRAPの個人情報というか、個々どのくらい出すのかという情報は提供できるという理解でよろしいですか。これは多分JICAだと。

長瀬 差し支えない範囲でという感じだと思います。通常はもう全て削除させていただいたバージョンを共有させていただいております。なので、その原則はこれからもそうしたいなというふうに思っております。

松本主査 今回、何が違うのですか。先方がそれをつけてきたのかもしれないのですが。

長瀬 そこまで十分削除し切れなかったというのが実態だと思います。

松本主査 私は大変ありがたいと思っていて、こういうふうにちゃんとやっているんだなというのはすごくよくわかるので、非公開ということであれば、見せてそれを確認できるのであれば、とてもいいことかなというふうに思った次第です。ありがとうございました。

では一通りこれで質問が終わりですので、一旦、35分までお休みにして、助言案の確定に行きたいと思えます。

午後3時27分休憩

午後3時35分再開

松本主査 では全員お集まりですので、再開したいと思えます。ではここからは、助言案の策定ということで、まず全体事項の1、2、3で二宮委員、いずれも質問なんです、もしコメント、助言として書きかえるものがあつたらお願いします。

二宮委員 基本的に2と3は落としていただいて、1もなくともいいかもしれませんが、先ほど都市交通のマスタープランを作成しているということでしたので、そういう中で、きちっと位置づけをしているところであるということを書いていただきたい

と思ひまして、こういう助言にしたいと思ひます。

マスタープランによつて、都市交通に関する計画を策定中であることをファイナルレポートに記述すること、と書いてください。2と3は結構です。

松本主査 マスタープランによつて、都市交通に関する計画を策定中であるということ、をファイナルレポートに記述すること、でよろしいですか。ではそのように1番目はしたいと思ひます。塩田委員、4番は。

塩田委員 数値で表現しているものと、定性的に表現しているものを、1ヵ所というか、ページで、例えばばらばらでなくて、そのようなページになるように整理をします。あちこち見ないで、そういう、何と言つたらいいのだらう。

松本主査 助言文章の形でお願いしたいのですが、この段階だと。

塩田委員 だからわかりやすく。言い方が難しい。評価値、目次の中に、規制基準値の項目を挙げること。

田中 目次の中に。

塩田委員 ページの中に。だから例えば一番下のところでもいいし、最初のところでもいいと思ひますが、そのようなものが。一応なつてゐる、なつてゐないのですか。これ、基準値といつても、フィリピンの基準値と日本の基準値を使つてゐるのではないですか。

田中 そうですね、フィリピンの基準値。

塩田委員 ですからそういう、国ごとに使つてゐるものを分けて、規制基準値及び評価という項目にして、それでフィリピンにおける規制基準値と評価、それから海外は日本だけですか、使つてゐるのは。ほかの国のは使つてゐませんか。よく見えなかつたので。アメリカとか台湾とか。

田中 一部は日本も使つておられますけれども、主にフィリピンの基準値を採用しておられます。

塩田委員 「主に」だけ、日本のものも入つてゐるわけでしょう。日本のものが入つてゐるのは、何か音が入つてゐるなと思つたのですが、ほかのものは入つてゐないのですか。大気汚染とか。

黒木氏 騒音も大気もフィリピン基準がありますので、それと比較しておられます。一部補足的な評価結果が、SPMを使つてゐるところがあるので、そこはフィリピン基準がないので、日本基準を準用しておられます。

塩田委員 そうしたらわざわざフィリピンと言わなくていいわけですね、そうすると。では、目次のところに規制基準値と評価値というのを目次に挙げてもらつて、例えば1ページから10ページだったら、そのところは全部これが載つてゐると。

田中 ただ、一応、先ほど説明がありましたけれども、Tableの13-5-2、ページでいいますと13-27ページの部分なんですけれども、こちらに一応その基準値のベースラインでとられた実測値というものを併記しておられます、こちらはそれを代用する形に

なるのかなというふうな認識をしているんですけども、いかがでしょうか。

塩田委員 それは三つだけでしたか。音と大気汚染と、Tableの13-5-2ですね。だから、大気汚染と水と音だけです。そのほかにはないのですか。そのほかは全部定性的なものであれば、ここのところはずっと定性的なものを続けて書いておけば。

田中 定性的な部分につきましては、この上の表にあります13-5-1、こちらにスコアリングという形でまとめております。

13-24ページから始まる部分です。こちらでBaselineとForecastということで、予測値で、そのEvaluationという形で表にまとめている次第でございます。

塩田委員 ここにも何で騒音が入っているのですか。下のところにもnoiseがありませんね。

田中 下の部分は、定量的に測定できるものに関しては、下のほうにデータとしてまとめております。それを定量データをこちら、定性的な部分に入れ込んでしまうと見方がすごくややこしくなってしまうということで、分けてはおります。

塩田委員 逆じゃないですか。一緒にしたほうがわかりやすい。何か二つあるみたいですが。

松本主査 いずれにしても、説明ではairとwaterとnoiseについては、この一覧表の中で、方針というか定性的なものを書いた上で、別のテーブルで数値を出している。恐らく助言としては、ではほかの項目のどの項目については、こういう定量的なことがやれるはずだから、この三つだけではなくて、この項目とこの項目についても、定量的なデータを示すというような形の助言が恐らくいいのかと思うので、塩田委員のほうからこの項目をごらんになって、この項目は普通もっと定量的な基準があるでしょうというものを選び出していただいて、助言にしたほうが、多分、助言としては成り立つかなと思うのですが。

塩田委員 フィリピンの環境保護法を持っていないのです。基本的に、わからないのです。日本だと環境基本法があって、政令が入ってくると、そのところに数値がいっぱい入ってくるわけです。大気汚染だってCO₂、何ppmとかNO_x幾つと出てくるでしょう。そのようなのは、フィリピンにもあるのではないかと思うのですが。そういうものが必要なんでしょう、基本的には、評価するときに。

まだよくわかっていないものというのは、例えば自然環境だとか社会環境だとか、数値で表現できないようなもの、日本でいうと典型7公害と言われている環境項目は、数値で表現しているのではないかと思うのですが、そういうのを見たことがないので。そういう情報を、どうやって手に入れればいいのでしょうか。

たまたま音だけは手に入れたのです。そうしたら、しっかり書いてあった。

ここに書いてあるものだけではないのです。道路交通だとか、住宅関係だとか、日本と同じように航空機関係だとか、今回は、道路に関係するものだけを取り上げて、そこに載せているということですか。だけど実際そういうわけではないでしょう、環境

のものとしては。

長瀬 基本は、これは全案件共通ですけれども、そのプロジェクトに関係すると思われることを、ドラファイなんかには載せていただいていますので。

塩田委員 そうですね。ですから下のところにフィリピンの環境保護法の中で言われている環境項目の中で、道路交通騒音だけを抜粋したとか。

長瀬 そういう補足説明をいただいているレポートなんかは、それはあることはあります。

塩田委員 ちょっと見せてほしいのですけど。

長瀬 それはこの場でやるべきことではないので、できれば助言をいただく文案のほうに集中していただければと思うんですが。

塩田委員 そうしたらどうしますか、これ。改めてこっちでつくれということですか。

松本主査 助言の文章なので、この三つ以外で、基準値が設定されているようなものというのは、調査団としてはないというご判断ですか。

黒木氏 調査分析したもののうち、定量的な評価基準が定まっているのは、この三つでありまして、それを記載しています。

松本主査 つまり調査団がこうですので、助言する場合は、いや、そんなことはない、土壌についてもあるはずである、何々についてもあるはずなので、この項目とこの項目についてのフィリピンの規制基準値を改めて確認した上で、評価結果との対照を、この表何々に追記することと書けば、なければ何も追記なくてよいということになるのですが、塩田委員がおっしゃりたいのは、例えばそういうことであればそのような形。それでよろしいですか。

塩田委員 はい。そういうことです。

松本主査 意味はわかりましたよね、今の。

田中 はい。

松本主査 シャベってすぐ忘れるタイプなんです。

調査項目のうち、水・大気・騒音以外に規制基準値が設定されているかどうかを確認し、もしあれば、それと評価値、Evaluationがあるんですね、それと予測値。

塩田委員 規準値。

松本主査 それっていうのが基準値なんですけど。設定されている場合は。

塩田委員 規準値及び評価値。

松本主査 評価値ね。Forecast。多分、この表でいくと評価値というか予測値になると思うんです。

塩田委員 予測値はない。

松本主査 この表だとForecastですよ。それを評価する。一応、規制基準値がありForecastがあり、その二つからEvaluationするという、こういう流れになっているの

で、この調査報告書が。なので、多分、基準値及びこのForecast、英語で言えばForecastを記載した上で、評価を行うことということになる。

したがって、確認して、それがあある場合はこういうことにする。これで塩田委員、大丈夫ですか。

塩田委員 はい。

松本主査 調査団、JICAのほうも理解ということで。

石黒 結構です。

松本主査 ではこれについては、そういう記載ということでもよろしくお願ひします。続きましては、代替案の検討ということで、二宮委員、よろしくお願ひします。

二宮委員 5番、6番、どちらももう不要だと思います。

松本主査 ありがとうございます。ではスコーピングマトリックスに入りまして、石田委員、お願ひします。

石田委員 7番、大丈夫です、これは。

松本主査 これは差しかえたという前提で入れればいいということですか。

石田委員 これは差しかえて、書いていただけるんでしょう。

黒木氏 はい、そうです。

石田委員 ではもうコメントを残さなくていい。

松本主査 そうですか。わかりました。

石田委員 残したほうがいいと思われませんか。

松本主査 何となくこのコメントを受けて変えたものですので、一応、コメントは載せたほうがいいかなと。

石田委員 では主査のご意見を酌んで、調査団の負担にならないと思ひますので、残します。ではどう書けばいいですかね。

13-70って書くと、また全体会議で指摘されるから、何と書けばいいでしょうか。13-70の名前って何でしたか。

松本主査 ミンダナオにおけるPhilippine Eagleの分布地図。

石田委員 ありがとうございます。ミンダナオにおけるPhilippine Eagleの分布の詳細が読み取れる地図を掲載すること。よろしいでしょうか。それでおわかりになりますか。

松本主査 これ、もとの質問は、Eagleの分布と本事業の位置関係が読み取れる、ですよね。

石田委員 ミンダナオにおけるPhilippine Eagleの分布と本事業の路線図の位置関係の詳細が読み取れる地図を掲載すること。これでいかがでしょうか。松本主査、ありがとうございます。言葉が足りませんでした。

松本主査 これでそれが出てくる。

石田委員 はい。ありがとうございます。

松本主査 ありがとうございます。では8番、二宮委員。

二宮委員 8番は不要です。

松本主査 9番、石田委員。

石田委員 9、10、11と私ですが、9番、要りません。不要です。10も要らないんですが、11のところで確認したいんです。13-32ページの生態系保護に、河岸生態系がちょっと影響を受けると書いてあるんです。しかもその生態系がFloraじゃなくてFaunaになっているので、これミスプリなのかそれとも。32じゃないか、25ページです。ごめんなさい。32は違います。行き過ぎていました。25です。

第13章の25ページ、10番、Ecosystemのところ、Ecosystemのmitigationのところで、However, the faunal habitats observed to have high species diversity that maybe affectedとなっているんです。by the projectと。riparian habitats of Matina Riverであるがゆえにインパクトを最小限にすることはやらなければいけませんという文章に続いているんです。

ところが32ページを見ると、flora、つまり木、樹木のことは書いてあるのですが、fauna、つまり動物について何も書かれていないんです。

だからこれ、どちらかが恐らく合っていない、整合性がとれていないので、どちらかを教えてください。今さらすみません。私の予想では、25のほうがfaunalでなくてfloralではないのでしょうか。それともやはりfaunalなんですか。岸辺生態系、flogだとか、あと小さい魚だとか、両生類なんかのことをおっしゃっておられるのか、そこら辺ははっきりさせていただけるとありがたいです。

黒木氏 基本的にhabitatの話になりますので、faunaとfloraの定義になります。

石田委員 だからfaunaが入っているんですね。どの動物種かわからないんですが。入っているのであれば、32ページのほうで、やはりmitigationの記述をしていただきたいのですけれども。floraの間違いではないんですね、これ、25ページの記述は。

間違いであるのであれば、単にミスプリであれば、ミスプリということで32ページのほうに追加記述は要らないわけです。いかがでしょうか。

松本主査 箇所はわかりますか。

黒木氏 箇所を確認させてください。

石田委員 まず13-25です。第13章の25ページのnatural environmentという項目の10番、Ecosystem。Ecosystemで隣、ccとあってその横にサーベイの結果が書いています。その隣です。その右隣です。

最初の文章はSome listed species on the ICUNと書いていますが、その次の段落です。However the faunal habitats observed to have high species diversity that may be affected by the project are the riparian habitats of Matina River, thus it is recommended to minimize of impacts by mitigation measures. .

mitigation measureしなければいけませんよと書かれているわけです、調査結果は。

これ、faunalだったら次にそのmitigation measures、これがresultですから、次にmitigation measuresが書かれているのは32ページになりますから、32ページに飛んでいただくと10番というのがあるんです。本当にすみません。今さらこんなことを言っ

て。32番。Environmental management planというタイトルでTable13-6-1です。その10番、Ecosystemという欄で、その隣には、木のことは書いてあるのですが、動物のことは書いていないんです。ここの整合性、どう考えればいいかを教えてください、ということなんです。

もしfaunaが、やはり河岸生態系が多少影響を受けるからmitigationしないといけないという25ページの記述が正しいのであれば、ここでも入れてほしいという助言を入れようと思っているわけです。あっちがfloraだったら、もうここは助言が要らないから僕は助言しません。

これ、持って帰って宿題にしますか。今、ここで結論出ないでしょう。後でメールでやりとりしても全然構いません。時間がもったいない気がする。資料を見て判断してもらったほうがいいと思うんです、調査結果を。だから宿題にしましょう、宿題に。私は後でメールで追加するのは全然構いませんし、後で教えていただければ。ただ25ページがもしそれが木のことで、floraというのをfaunaって打ち間違えたのであれば、もうそれで助言なしとして、もしそれがfaunaだったら、ここに新たに助言を入れます、32ページ。単にそれだけのことなので。

松本主査 動物相にも関係しているのであれば助言が追加されるし、そもそも植物相の話だったのであれば、単に訂正で終わるとい、ということですので、では後で、この今の最中に確認してもらっても構いませんが、問題としては単純だと思われるので先に行かせて。

黒木氏 すみません。一点だけ回答させてください。今、両生類関係に河岸生物ということで、影響があるということで、データを前段を記載しておりまして、後段のmitigation measuresというところでは植栽の復元によってhabitatの復元を少し試みたいという意味で書いている状況です。

石田委員 でもそれはこれから読み取れないですね。これ、単に木を何か植えるとし

しか読み取れないです。

黒木氏 緩和策における表現を工夫させてください。

石田委員 だから、皆さんの調査はこれで終わりますけれども、これを受け取った人がmitigation measuresをやるわけで、皆さん事業者ではないわけですから、mitigation measuresをやるときに。その人たちがわかるように書かないといけないと思いますから。では助言します。精神はわかりました。

松本主査 では文章を。

石田委員 ありがとうございます。河岸生態系、両生類に影響が出るんですね。そ

こまでわかっているわけですね。

黒木氏 そうです。エコトーンのような状態だと思います。

石田委員 河岸に生息する両生類への影響を緩和する対策について記述することと、これでよろしいですか、調査団。記述を追記することにしてください。

田中 対策について追記すること。

石田委員 はい。

松本主査 それは環境管理計画に、というのを入れたほうがいいですね。この32のところですよ。

石田委員 そうです。環境管理計画に追記すること。ありがとうございます。ありがとうございました。以上です。

松本主査 ありがとうございます。ではこれで石田委員のところまでということで、続きまして、12からですが、12についてはこれで構いません。

13、14、15、まとめてなんですが、次のようなのをお願いしたいのですが、ベースライン及び予測結果の表において、非自発的住民移転、貧困層、地域経済の記載をRAPの結果に合わせて修正すること、でどうでしょう。基本的にはこのことをやっていただく予定なので、それを文章にするという形です。よろしいでしょうか。これで13から15までを内包したということです。

そして16ですけれども一応、大丈夫だろうけれども、念のためということもご回答にありましたので、次のような文言でいかがでしょうか。水利用の緩和策としての沈殿池が、デング熱を媒介するネッタイシマカの生息につながらないようにすること、ということで、これはかなり念のため程度ではあります。よろしいでしょうか。

16はそういうことでありまして、17なんですが、よく見たら、たしかステークホルダー協議のところでもモスクについてコメントされていたステークホルダーがいたと思いますので、少し書き方が変わりますが、これ、イスラム住民という言葉を使われているので、ムスリムではなくてイスラム住民のほうがよろしければそうしますが、イスラム住民への配慮内容について記述することという一言をお願いしたいと思います。こういう形でいかがで。モスクについても、結構書かれてはいましたが、以上の感じで。よろしければ次に行かせていただきます。環境配慮ですが、塩田委員お願いいたします。

塩田委員 さっき軟弱地盤の話で、液状化のことについてはあるという話だったので、液状化が発生しやすい軟弱地盤の地域では、地盤調査によるチェックを行うこと。

松本主査 という形ですが、よろしいですか。何か。

上野氏 今回の調査の中でチェックを行うということですか。それとも今後の詳細設計の中ということでしょうか。

塩田委員 供用後にも関係していますか。だけど実際は始めるとき、さっきの話だと。

上野氏 この後その事業が実施されるとなると、詳細設計調査が実施されるんですけども、その中でこのような地盤調査でチェックをすることということでよろしいですか。

塩田委員 そうということです。

二宮委員 詳細設計段階において、というような言葉をどこかに入れたらいいのではないですか。

塩田委員 それは、設計段階、上がいいのではないですか。

二宮委員 地盤調査の前ですね。

塩田委員 設計段階において。

松本主査 ではこのような形でよろしいでしょうか。

長瀬 細かい点ですが、チェックを行うことという、調査団や、今のJICAに対して、これを言われてもそこまでできないですから、例えばそういうことをきちんと申し伝えることとか、そういうような、実施するのはあくまでも実施機関。

塩田委員 指導というのではないのですか。

長瀬 趣旨はわかりました。もちろんわかっております。そういった形で文末をちょっと丸めた形でよろしいでしょうか。

松本主査 地盤調査によるチェックを行うようフィリピン政府に働きかけることとかということですね。よろしいですか。つまりJICAの手は、わからないですけど詳細設計にもかかわるかもしれませんが、今のところはわかりませんので、フィリピン政府に働きかけるまでということだということですが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。行うことであると、やはり今回の調査の中で、ということになってしまうので、その先であれば、相手はフィリピン政府になってしまうということですが。

あるいは、チェックを行う必要がある旨、ドラフトファイナルレポートに記述すること。そうすれば働きかけるかどうかということよりも、あくまでドラフトファイナルレポートの中身として、地盤調査によるチェックを行う必要がある旨、ドラフトファイナルレポートに記載すること。「記述」で統一しているのかな。記述すること。ドラフトファイナルレポート、さっき片仮名あった。

二宮委員 最初のところ。DFRで統一していただいて。

松本主査 必ずコメントが来ますので。

長瀬 恐らくドラフトじゃなくてファイナルのところ。

松本主査 ごめんなさい。そうですね。ファイナルの。失礼しました。ではそういう形でよろしいですか。ではファイナルレポートに記述することということで行きたいと思います。続きまして、塩田委員、引き続き19、20。

塩田委員 19番と38番、一緒なので、この段階で出てくるよりは最後に出てきたほうがいいですね。

松本主査 目次の話ですか。

塩田委員 はい。

松本主査 確かにその他という感じですね。わかりました。では後でということで、38のところと統合するというで。では20を。

塩田委員 20番は、やはりファイナルレポートには各図の説明が足りないところは、どうですか。例えばこれを助言しなくても、ファイナルレポートはやりますか、ちゃんと。やるのであれば、助言する必要ないんだけど。

松本主査 やはり塩田委員のほうで、少なくともこの図とこの図とこの図、あるいはこの図表は、これではわからないというものを特定されたほうが、本来は助言としてはいいかなと思います。

塩田委員 そういうことか。だけどそれは個人的にはそうかもしれないけれども、より深い専門家の方から見たら、そうでもないよというふうに見られると。だけど回答にやりますよと言っているんだから、いいかな。

松本主査 なくていいですか。

塩田委員 はい。

松本主査 わかりました。では20はないとします。21は。

塩田委員 21番は、これも見解の相違になっているんですね。でもファイナルレポートでは、振動についてやることといっても、もう間に合わないわけでしょう。

どうすればいいかな。これも、でき上がってからの話が多いから、だから、騒音のほうは建設時に建設機械をたくさん使って作業をするので、そこから作業騒音が発生するということを前提にして、予測式を使って予測して、それででき上がった後、自動車が走ったときに、その自動車騒音の予測式を使って予測して、これぐらいになるだということの値をフィリピンの基準値と比較して、それでそれは影響がそれほどありませんよと。

だけど、そのときにこのところでは、1番のところそういう影響を受けるような病院とか何もないから、振動はやらなくてもいいですという話だと、騒音もやらなくていいのではないかと思ってしまう。

建設機械からは、振動と騒音が両方発生するわけだから、騒音だけやって振動をやらぬというのは、すごく片手落ちなんだなというふうに思うのですが、これ、ファイナルレポートで今さらやりなさいと言っても、なかなか難しいですね。

田中 そうですね。二つ、騒音と振動を考える上で振動に関しては、フィリピン国のほうへ基準値が存在しないということなので、その評価する対象がないと。ですので、こういった形で定性的ではありますがありますけれども、その周辺の住宅であったりとか、そういったものの環境を鑑みて、影響の有無というものを最初のスコーピングの段階で検討した次第です。

その結果、こういった病院であったりとか、sensitive receptorとっておりますけ

れども、そういったものが確認されていないということを検討しましたゆえに、今回の案件におきましては、振動というものを影響項目としては想定していないと、予定評価もしていないというふうな形で検討は考えておりました。

松本主査 一つあり得るのは、今の話をこれに書いていただくと。何で振動が評価されていないかという理由に、評価されていないという事実とその理由についてというのが。

塩田委員 そうするとあそこで1番と2番も、ことを書くと。

松本主査 2は書かないでいいと思いますが。

塩田委員 2番か1番か。

松本主査 書いていないのは、フィリピンに振動の基準がないので、定性的な方法として、このような方法によって、スコーピング段階で必要性がないというふうに判断したという事実を記載するということになるかと思えます。

塩田委員 それが助言になりますか。やらなかった理由になるのですか。

松本主査 そうです。スコーピングから外した理由がそこに書かれている。つまりそれでは振動の影響が防げなかったということになれば、後でまたそれは、そこにひっくり返して我々とすれば、自分たちの助言委員会のあり方も含めて議論になりますけれども、何も書かないと何で振動をやらなかったんだろうねえで終わってしまうと思うんです。

なので、仮に将来振動で問題が起きた場合も、トレーサビリティというか、私たちは議論した上でそれを入れていないんだという、それをトレースできるようにしておくということができるかなと思いますが、さすがに助言委員会でスコーピング段階からかけられているのに、この段階でそれをひっくり返すというのは、助言委員会としてはどうなのかなという議論が今までもありましたので。可能な方法があればご提案していただきたいのですけれども、今の段階で。

塩田委員 あと、法律がないからやらないというのは、何となく引っかかるのです。不確実性のことについては、検討しないのですか。日本にだって、いっぱいあるではないですか、不確実性のこと。だけどそれについても、しっかりと合理的な説明をなさいとされているわけです。正直に書いてしまえますか。振動規制法がなかったので。

松本主査 いやいや別に私はそうしたほうがいいと言っているわけではなくて、とにかくこのままだところ、前へ進めないで、私は主査としてどういうふうに前へ進めようかということは今、考えていて、第一にやはり助言委員会にスコーピングがかかっているんで、我々としては、スコーピングに立ち返ったような助言というのはしにくいという議論が。石田先生、今までどうでしたか。スコーピングにかかわってなかった委員が、ドラフトファイナルレポートのところで、スコーピングにこれを入れておくべきであったから今から調査せよみたいな、何か前もそういう議論があった

ような気がした。

石田委員 それはこの後もまだ、例えば仮に調査のリソースが残っていて、少しでもできるのであれば、そういう助言が見たことはあります。

松本主査 ありましたよね。

石田委員 ステークホルダー協議の実証をもう一度やってくださいというのはありましたけれども、この段階で、この振動の調査を今からできないですよ、きっと。その必要性を相手とも相談して納得してもらった上で調査するということは、現実的には難しいのであれば局面が違う。ただしこれは助言として塩田委員が考えられた非常に重要な項目であるのであれば、やはりこれをやらなかった理由というのは明記されておかれたほうがいいような気がします。一見ネガティブに聞こえるような助言なのかもしれませんが、事情があってこういうことをやらなかったのだと、しかもそれはフィリピンのやり方にちゃんとかなっているし、JICAとしても協議を、調査としての協議をしたというところは残しておくような助言にしてあげるのはいかがでしょうか。

塩田委員 そうですね。一番最初のところがポイントですね。スコーピング段階のスコーピング案に実施予定がなかったと。

松本主査 このままいけば、JICAガイドラインで。

塩田委員 今後、そのようなことになった場合には、先にやはり検討する必要があるとか。

石田委員 だからもう少しおっしゃられるのであれば、この後に続く環境レビューの協議のときに相手方と協議することとか、申し入れることとかということまで踏み込んで助言してもいいのかもしれませんが。

長瀬 少し前の助言で、詳細設計時にこれをやりなさいと、やることを提言することとか、あるいはそういう必要性をファイナルレポートに入れることという助言はありましたので、同じような形式にすることは可能かと思いますが。

松本主査 そちらで行きますか。今の地盤調査パターンで。どういう書き方でしたか。詳細設計段階において、振動。

塩田委員 詳細設計段階において振動ですね。振動に関する予測を行う必要がある旨、予測評価ですね。

石田委員 ポツは要らないのではないですか。ポツ要らないでしょう。ポツ要るのですか。

松本主査 予測と評価。でも基準値がないので、どうするかですけども。

塩田委員 予測したとしてもしようがないですね。定性的なものというのは、こういうことがあり得るだろうというのを文章化しているわけですね。フィリピンの環境保護法では。だから、これでも振動に関する基準値とか評価値がなくても、これぐらいの数値だったら、例えば道路構造にひびが発生するとか、それはないですか。

田中 基準という意味でいうと、フィリピンにはないので、日本の基準値を準用するというのは可能性としてはあり得るかなとは思いますが。

塩田委員 けど向こうのほうが、ドライバーは日本より荒っぽいのではないですか。重量車も日本では11トン車ぐらいしか走らないけれども、向こうへ行くと36トン車ぐらい走っているのではないですか。FRを一律にすることでいいのではないですか。だめですか。

松本主査 詳細設計段階において振動に関する予測評価を行う必要がある旨、ファイナルレポートに記述すること。ではよろしいですか。次に行かせていただきます。

塩田委員 評価の段階についてどうするか。これも助言委員会からコメントがないから、やらないかもしれない。でもフィリピンに対しては、もうちょっと長くやりなさいよと言ってもいいわけですね。

松本主査 もし助言内容としては、フィリピン政府への働きかけであれば、またそういう書き方でいいと思います。ファイナルレポートに記述ではない方法というのであれば。

塩田委員 あの評価段階というのは、JICAのほうでつくったのですか。向こうの国がつくったのですか。ABCDというのは。

田中 こちらはそうです。JICAで一般的に用いているものです。

塩田委員 それは助言委員会でいろいろ議論して、このぐらいの段階でいいのではないかと。

長瀬 少なくとも今まで、割かしこれが一般的に使われているものだということです。

松本主査 22に移っているのですか。

二宮委員 そうです。

松本主査 さっきの4の7のときは、これ自体は全体会合マターでしょうということで、このプロジェクトについてどうというわけではなくて、本当にABCDの判断でいかどうかというのは、さすがにこの事業で言うという議論ではないので、ではここまでよろしいですか。

23番で二宮委員。

二宮委員 23番、いいですか。最初の点まで残してもらって、「必要に応じて」を消していただいて、「詳細設計の段階で」と入れてもらって、施設の「大幅な」と入れていただいて、「拡張あるいは新設」の後を消していただいて、新設がある場合には、それに対するEIAを実施するよう、先方、カウンターパートはフィリピン政府でいいのか。フィリピン政府に申し入れること。

松本主査 ディスポーザルサイトって必ずEIAでしたか。フィリピンの制度上。それとも不可分一体だから、当然これはEIAだという、そういう趣旨ですか。

二宮委員 そうですね。もちろんディスポーザルサイト、もちろんポリウムでし

ようけれども、でも相当な大きさになるということは容易に想像がつくので、逆にそれはEIAの対象でありませんということであれば、またちょっと助言の文言が変わってくると思いますが、EIAを実施するよと言うよりは、新設や拡張が環境に影響がないことを確認してくださいというような言い方になるかと思えます。

松本主査 どちらがいいですか。EIAという言葉で書かれるのと、それに対する環境社会配慮調査を実施するようにするのか。どちらがいいですか。

二宮委員 これはむしろ法はどうなっているのかというのが、私、わからない。

松本主査 これは実際、現実にはEIAが実施されるような規模になるのですか。

二宮委員 それ自体もわからないわけですよ、これから詳細設計の段階で検討するわけですから、具体的に。

私が懸念するのは、ここで手を離れて詳細設計のところは向こうでやられるわけですから、ものすごいものがどんと何のプロセスもなくできるということが、もしあるとするならば、それはやはり懸念するべきだろうと思うんです。

黒木氏 今の段階で、何か所に分けてどれぐらいつけるのかという計画がまだ立っていない状況で、また、規模によってEIAがフィリピンの制度の中で環境社会配慮への対応が要る、要らないというところもあります。当然、今後それが新設でEIAが必要であれば、当然それは取得するということになりますし、必要でない規模については、EIAは必要でないかもしれないですけども、必要な環境社会配慮は行っていくということになるかと思えます。

二宮委員 そうすると、それに対して必要な環境社会配慮を行うよという言い方にしましょうか。当然EIAが法的に必要であれば、言わなくてもやるわけですね。

松本主査 それに対する必要な環境社会配慮を行うよ。

二宮委員 その部分の表現を書いてください。

松本主査 では23番はそれで、ということで、よろしく願いいたします。では24番、二宮委員。

二宮委員 「照らしても」というところまで消していただいて、非自発的住民移転について、あと消していただいて、過去に、それで助言の回答の文言の不十分な移転地環境というところから、圧力団体等による組織化等というところまで使っていたいて、過去に、等によって生じた訴訟や申し立ての経緯をできるだけ紹介し、その結果を踏まえた記述となるよう配慮すること。「しばしば」は要らない、消してください。

松本主査 記述というのは、非自発的住民移転の記述ということですね。

二宮委員 はい。

松本主査 配慮は要るんですか。踏まえた記述とすることとか。

二宮委員 そうですね。記述とすること。そのほうがはっきりしていますね。

松本主査 これは具体的にはどこですか。この13章の中でそういう記述をしてくだ

さいということですか。

二宮委員 そうですね。過去、そういうコンフリクトがあったのかどうかという質問だったのですけれども、そういうものがあるということですので。恐らくそういうことがあったということは、こういう環境社会配慮、JICAが支援する環境社会配慮プロセスを踏めば、多分そういうことはなくなるか、少なくなる、そういう可能性が減るということだと思いますので、過去こういうことがあって、今回それに配慮して、プロセスをしているということが明確に見えるようにしていただきたいというのが、お願いです。

松本主査 よろしいですか。では24番はそういうことで。25番ですが。

幡野氏 一つよろしいですか。この事例というのは、道路事業に関してではなくて、フィリピンでの河川の改修とかでも構わないということですか。

二宮委員 それは幅広にとっていただいたほうがいいですけど。

幡野氏 わかりました。

松本主査 よろしいですか。よろしく申し上げます。25ですが、若干手直しをして残しますが、最後のほう、「緩和手段として」の後に、ファイナルレポート、FRに記述すること、でほぼ同じ内容です。よろしいでしょうか。

26番ですが、やはり和平合意後なので、何ができるかということまではわからないのですが、やはり入れておきたいところなので、何をしたらいいのかって難しいかもしれないですけれども、和平合意後の政治的動向を注視しながら、本件が利害対立の場にならないように慎重にモニタリングを行うことということで、残させていただきたいというのは、やはり何か、あるところに利益が中心に行ってしまうと、やはりお互いの満足度のバランスというのが壊れたりすることもあるので、何もなければそれでいいんですけれども、注視してほしいなということをここに書かせてください。

長瀬 モニタリングを行う必要性をFRに記載することでよろしいでしょうか。

松本主査 失礼しました。それで構いません。27はわかりましたので、削除で構いません。それから、これが実は、この表って違う表なので13-41の表、このTableの13-7-4って、そもそもこの表は何なのですか。JICAフォームという表なんですけれども。何か重複感があって、ここにも大気・水・騒音というこの数値が出てきて、さっきの塩田委員が指摘したところと、また何か似たようなものが出てくるのですが。これ自体は目的としてはこのフォームはどういう。

田中 目的としましては、環境モニタリングフォームとしてモニタリングの際に使用するということを一つ想定して、記載はしております。

松本主査 では残させてください。そうしたら今のところですが、環境モニタリングフォームの中に、移転後の生活や生計の項目を記載すること、ですか。記載がnot requiredだからないわけで、項目の記載を行うこと。項目を記述すること。モニタリング内容ですかね。

生活や生計のモニタリング内容を記述すること。これをお願いしたいと思います。

29番ですが、ここは残させていただいて、しかも後のできない場合は、というのはちょっと除かせていただいて、全員へのインタビューを早急を実施することにさせていただきたいと思います。

田中 すみません。こちらで先ほど確認したんですけれども、一つ補足情報として、記載させていただきました部分というのは、EIAは現地ではEISと呼んでいるんですけれども、EISのプロセスに従った形のステークホルダーミーティングを記載しております。実は、RAPの部分に関して、実施しているものがあるのです。

その情報が間に合っていない部分もあったんですけれども、そこで、first consultation meetingとしまして6ヵ所で207名、第二回、補償方針の説明としまして118名トータルで実施しております、その点考慮いただけたらと思います。

松本主査 わかりました。そうしますと、でもこれから追加で行う予定はないのですか。

田中 もう一回、EISの承認手続に従って、1回ステークホルダーミーティングという形で実施はされます。

松本主査 なるほど。これ、合意をとるってプロセスはどうなっているのですか。移転住民、affected peopleに対しての。

田中 その点に関しては、second consultation meetingというところで補償方針の説明はさせていただいております。その中で、特段大きな反対意見というのは確認されていないというところが、一つポイントになるのかなと考えております。

松本主査 インタビューができていないことと、合意していることとは、またイコールではないという、インタビューは受けていないけれども、コンサルテーションに参加して不満を表明していないから、それは合意ととれるということですか。

これまでよく大体書かれてきましたよね。PAPsがどのくらいで、PAPsのうちどのくらいの人が合意をしていて、どのくらいの人がまだ合意していないという、大抵その表がついてきて、それについての議論もあったのですが、今回はあまりそういう形で書かれてはいないですね。

田中 一応そのような形で、本事業に対して賛成しているかどうかというふうな形の表は、DFRのほうに記載があります。そちら、その中で合意していないというふうな形で答えている方々の内訳を聞いてみますと、補償がしっかり払われるのかどうか不安だとか、そういった不安があるために、強い反対というわけではないですけれども、そこが払われるかどうか不安だということで、事業に対して賛成というのをイエスは答えていないというふうな方がいらっしゃることは事実です。

そういった方々に対しまして、consultation meetingの中で、補償方針の説明であったりとかをさせていただいております、その中では特段大きな反対意見というものは出てきていないということを確認しております。

松本主査 わかりました。そうしましたら、住居が影響を受ける世帯及び土地所有者のプロジェクトへの合意状況をFRに記述すること。ということで、とりあえずインタビューをどのぐらいというのがありますけれども、この件、どんな状況かというのを書いていただくということでよろしいでしょうか。

では非正規住民についてはいないということでわかりました。31も結構です。32なんですけど、さっき休憩中にも聞いたのですが、やはりちょっと不安なので、次のようにしてください。農地など生計手段を失う世帯に対する代替地等の提供について、FRに明確に記述すること。RAPなんですよ、普通は。RAPに明確に記述すること。

幡野氏 RAPはドラフト段階です。ファイナルレポートとRAPが整合性がとれないとおかしいので、両方変えるということになります。

松本主査 ではファイナルレポートにしますか、RAPというよりは。こんな形で。では続きまして33番、ステークホルダー協議のほうで、二宮委員。

二宮委員 33番、残させてください。

読みます。ステークホルダー協議において、質問者に対する回答が質問者の了解を得られているかどうかも含めてFRに記述すること。お願いします。

石黒 すみません、クラリフィケーションですけれども、トンネル掘削についての安全性、災害への耐性に関する不安に関してと、そういうことですか。

二宮委員 私のこの質問はそうですけれども、書き方、そこだけ何かそういうふうを書くのは、ちょっとおかしいような気がしないでもないですけれども。ただやりとりというのは全部の質問と回答とそれに対する反応というのが、全部必要なやりとりばかりではないと思いますので、非常に心配されておられる懸念を持っておられるような質問というのは、かなり、私はすごく数が多かったなと思うのは、このトンネルに関して気がついたんですけれども。ですので、そこはカバーしていただければと思っています。

もう少し、あまりシリアスではないやりとりみたいのも載っていたような印象を持ちましたので、そこに一つ一つ細かな情報を全てにおいて載せていただかなくてもいいかなと思います。

ですので、恐らくステークホルダー協議をされて、その場でメモをとられたり、録音されたのかわからないですけれども、現地でテープ起こしをされたり、もしかしたらしたかもしれないので、恐らく手元にお持ちの情報と、表に出している情報というのは多少精査したものを出されているのだと思うので、もう一度この助言の指定に従って、終わったことですので、新しいことをやることはできないわけですから、この趣旨に従って、書けることがあれば加えていただきたいと思います。

松本主査 了解というのは、合意という意味なんですか。それとも。

二宮委員 そうですね。合意、ここに了解というふうに回答のところを書いていただいているので、私はそういう言葉を使ったんですけれども。心配しなくて結構です

ということで、「えっ、でも」みたいな話になっている可能性もあると思うんです。

松本主査 よろしいでしょうか。

では、意見と答えというふうな表になっていますが、そこに、それに対しての了解が得られているかどうかということについて記載をしてほしいということです。

では次、お願いします。石田委員ですね。

石田委員 36番から先に行きます。36番は自明ですけれども、残します。

私の質問を使ってくださいればいいんですが、ステークホルダー協議の開催場所、実施場所でなくて開催場所にしましょうか。開催場所をFRに追記すること。以上です。

これがまず一つです。助言です。これは横の答えを使っただけじゃなくて、あと34、35、ちょっと悩まして、お聞きしたいのですが、この後、調査ないしは事業実施までのプロセスの中で、住民協議が入ってくるプロセスってありますか。もう住民協議はこれで終わりですか。

田中 EISのプロセスの中で、実施機関が主催で開くステークホルダーミーティングというものはございます。

石田委員 まだこれから実施されず残っているわけですね、それは。

田中 はい。

石田委員 わかりました。ではそこに対してちょっと提言しましょう。

要するに気になっているのは、バランガイ職員やバランガイ議員やキャプテンというのは、やはり行政職ないしは行政の人たちですから、もちろん住民ではあるんですけども、それはわかっていますし、わかっているのですが、やはりそれを除いた場合の29名だけというのがとても気になるんです、これ。

全世帯400近いのですか。そうすると家族が何人かいると1,000名単位で影響を受けているわけなので、29というのはあまりにも少ない気がするんです。だからそれをどう表現するか。

今後行われるステークホルダー協議、非常にばったした言い方ですけども、後で具体的な設定の用語があれば教えてください。

今後行われるステークホルダー協議においては、より広くより多くの住民の参加を求めること。これぐらいにさせてください。

当該事業において、ですね。本事業において。一番最初、本事業において、本事業または当該事業、どちらかにそろえていただければいいのですが、本事業において今後、行われるステークホルダー協議では、より広くより多く住民の参加を求めること。以上です。私は34、35、36、それで結構です。

松本主査 これは、正面からバランガイ職員以外の、というのは入れないでこういう表現なんですか。

石田委員 そうですね、またバランガイ職員が来てしますかもしれない。

松本主査 意図されているのがそこであれば、何か。

石田委員 そうなんです。要するに行政寄り以外の人たちの普通の人たち、もう少し意見を言うチャンスがあったほうが良いと思っています。

松本主査 バランガイ職員・議員以外の。

石田委員 ではそうしましょう。いいですね。「協議では」の後にバランガイ職員・バランガイ議員以外の住民。「以外で」ですか。

松本主査 以外の住民の参加をより多く求めること。

石田委員 わかりました。より多く求めること。いいと思います。

長瀬 調査員はよろしいでしょうか。

石田委員 はい、結構です。でも本調査と言ってしまうと、この調査そのものになるから、まずいのは。これはもう本調査はこの後ステークホルダー協議を行う予定はないのでしょうか、あるのですか。ドラフトファイナルのレポートの対象となっている調査というのは。

松本主査 求めるということは、フィリピン政府に、ということでもいいですか。

石田委員 そうです。さっきEISとおっしゃられたので。

松本主査 ですね。なので、本調査に限らずですね。

石田委員 そうなんです。

田中 一点補足なんですけれども、今後残っている本事業で、今回の調査で残っているステークホルダーミーティングなんですけれども、現地のEISの手續に従ったものになっておりまして、その実施機関に関しては先方のDPWHの実施機関が行います。ただ法律に従った形で開催手續等々進められていきますので、こちら当方で、「じゃ、この方呼んで」というふうな形でコントロールするというのは、ちょっと難しいかもしれません。

石田委員 だから求めることになる。

田中 そうです。ですので、求めることというふうな形でとどまるということがご理解いただけたらなと。

石田委員 参加を促すとか、求めるとか、そういうところなんです。

田中 はい。

石田委員 本調査でいいんですか。先ほどおっしゃっていただいたEISというのは本調査の中に入っている。

田中 すみません。本事業にさせていただきますか。

石田委員 ぜひそうしてください。お願いします。

松本主査 よろしいですか。以外のより多くの住民の参加をフィリピン政府に求めることということですね。住民の前に「より多くの」にしたほうがいいですか。より多くの参加をフィリピン政府に求めること。この「より」は要らないですか。

石田委員 「より」は要らないですね。

松本主査 よろしいでしょうか。

石田委員 はい。

松本主査 では34、35、36がこれでおしまいです。37ですが、言わずもがなでもあるんですが、一応このような形で、RAP及びその説明資料が何語で作成されたかを記述すること、ということをお願いします。38番、塩田委員、先ほどのと合わせ技ですが。

塩田委員 19番と38番を一緒にして、目次と各内容の項目名が一致するようFR作成時に整合をとり記述すること。文章、大丈夫ですか。

松本主査 どうですか。すっきりさせるには、FRにおいて目次と各内容の項目が一致するよう記述すること、でもいいのかなと。

塩田委員 いいです。

松本主査 よろしいですか。39は結構です。ということで、もう一度最初から確認をして終えたいと思いますが、1番、二宮委員のところ、大丈夫ですね。これだけファイナルレポート、片仮名。

二宮委員 FRにしてください。

松本主査 そして4番目、塩田委員のところ、よろしいですか。

塩田委員 FR、要らない。これ、いつ記載するのですか。

松本主査 FRの段階でできますか。できますよね、多分。先ほどの。

塩田委員 文章を追加するだけだから。

松本主査 評価を行い.....よろしいですか。では次、下へ行っていただいて、7番、石田委員のところですが。

石田委員 大丈夫です。

松本主査 記載になっているか。掲載か。いいですね。いいと思います。11番、石田委員ですね。

石田委員 いいと思います。

松本主査 よろしいですね。続いて、15です。16もこれでいいです。17もFRに、ですか。続いて塩田委員ですね。液状化のところですが、よろしいでしょうか。では次、21番も塩田委員ですね。

塩田委員 いいです。

松本主査 23番、24番、二宮委員。よろしいですか。では、大丈夫です。

28番、29番、何かこれもわからないけれども.....いいか。モニタリングの中にモニタリングフォーム、「FR中の」ですか。「の中に」か。「FRの」ですね。オーケーです。二宮委員と石田委員ですね。ステーキホルダーミーティングって、これアブリピエーションで。

二宮委員 統一したほうがいいですね。

松本主査 よろしいですかね。下におりていていただいて、石田委員のところですね。

石田委員 オーケーです。

松本主査 私も大丈夫です。塩田委員、よろしいですか。

塩田委員 記述の用語のところ、FRがついていないのがちょっと多い、結構ありますね。記述することがついているのと、ついていないがあるので、もう一度見られたほうがいい。

松本主査 多分。ちょっと戻りましょうか。FRがない記述することというのを。ちょっと戻っていただいてもいいですか。

石田委員 FR、はい。

塩田委員 これもついていない。

松本主査 これもFRの。

塩田委員 これもついていない。

松本主査 FRのベースライン。

塩田委員 下もついていない。

松本主査 これはつながらないようにFRに記載すること。記述すること。フィリピン政府に……二宮委員のところは。FRの非自発的住民移転の記述について、ですか。FRの住民の記述について踏まえたものとするんですね。

塩田委員 上はいいですか。

石田委員 上は申し入れる。

塩田委員 申し入れるだからいいですか。FRに対して申し入れるのでは。

石田委員 FRに対する助言ではなくて、いわゆる環境レビュー協議だとか、そういうところで。

松本主査 下に行きまして。

田中 33番なんですけれども、提言を明確にするために、ステークホルダー協議というところすごく広義になってしまうので、例えば先方、実施機関が開催するステークホルダー協議において等というふうな形で、枕詞を入れさせていただくことはよろしいでしょうか。

二宮委員 何が違ってくるのでしょうか。

田中 EISの手続に従って、法制度の手続に従って開催されるものというのを明確にしておいたほうがいいのかと思います。

二宮委員 それは別に構いません。いずれにしても、私たちがいただいた資料の中でのことでしょうか。そうではない資料のところまで全部そうしなさいと言っているわけではありません。

田中 すみません、ごめんなさい、間違えました。34番の話です。

松本主査 こっちはいい。33番はそのままでもいいですね。34がいわゆる法律に従ったステークホルダー協議なんですよね、言いたかったのは。

でも石田委員も、必ずしもそれを言っているわけではないんですよね。

石田委員 必ずしもそれを言っているわけではありませんし、今後も行われるステークホルダー協議というのは、EISのが残されているだけなんですよね。

田中 はい。

石田委員 ということだから、わざわざ入れる必要もないような気はするのですが、入れておいたほうがJICAさんとしては安心、明確になりますか。明確になるのであればどうぞ、止めはしません。要するに、より明確な助言を出して、皆が誤解のないようにということなので、それがいいということであればぜひどうぞそうしてください。

田中 ここは意味が明確であると、現時点で想定されているのはそれだけだということ、共有できているということであれば、そのままで行かせていただきます。

石田委員 よろしいですか。

松本主査 上も同じでしょう。

石田委員 上は、そっちは要らない。

松本主査 くっついていると、どう違うのかという質問をする人の顔が思い浮かぶ。これで全部ですね。ということで、では、これで助言案を確定ということで、一応メールで流していただいて再確認をしていただいた上で、全体会合に出すということでよろしいでしょうか。では、どうもありがとうございました。

長瀬 どうもありがとうございました。11月7日の全体会合で確定を目指したいと思いますので、私どもからも早々にメールさせていただきますので、審議をよろしくお願いいたします。

ほかに何か最後、確認しておくべきこととかありますかでしょうか。大丈夫ですか。では以上で終わります。お疲れさまでした。

午後5時10分閉会